

業務災害へ備える

働き手不足の現状

有効求人倍率：**1.51倍**
(農林漁業)

(令和元年度厚生労働省職業安定業務統計)

過労の労災認定基準は…

- ①発症前1か月に100時間超の時間外労働
- ②2～6か月で1か月当たり80時間超の時間外労働



過労が原因と考えられる労災認定が増加!!

労災事故が発生すると…

[1] 使用者責任を問われる可能性があります。

労働契約法 第5条【2008年3月1日施行：安全配慮義務の明文化】

使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。

[2] 補償(賠償)額が高額になります。

労災保険では、「感謝料」については補償されません!

〈参考〉使用者責任における日本の最高額判例 **約1億9,800万円**

(内訳)

- 逸失利益…1億1,000万円 ●将来の介護費用…1億円 ●感謝料…2,800万円 他 損害認定…2億7,000万円
- 過失相殺…20% 他 △約8,000万円

使用者賠償責任を**5億円**補償できる保険があります!

裏面へ

業務災害補償

ビジネスマスター・プラス(事業活動総合保険)

特長 1

保険料は個別加入より**30%割安**です。
また加入者ごとの割引もあります。

※団体契約のスケールメリットを生かした多数割引30%に加え、加入者ごとに業種・売上高規模に応じた個別の割引率が適用されます。

特長 2

売上高方式で保険料を算出

※パート、アルバイトを含む全従業員、派遣労働者、構内下請負人の方々など幅広く補償します。

特長 3

ケガだけでなく、
過労死やうつ病の問題も対象

※精神障害、脳・心疾患による死亡・後遺障害・休業補償保険金のお支払いは政府労災の認定が必要です。

本チラシは、全国中小企業団体中央会を契約者とする事業活動総合保険団体契約の概要を説明したものです。

問い合わせ先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

●取扱代理店

株式会社カワシマ(神田事務所)

〒100-0046 東京都千代田区神田多町2-9 神田MICビル4階

TEL03-6206-9566 : FAX03-6206-4873

(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで 土・日・祝日・年末年始除く)

●引受保険会社(幹事)

損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部第三課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL03-3349-9588 : FAX03-6388-0162

(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

●指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【ナビダイヤル】0570-022808(通話料有料)

受付時間:平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

●事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】0120-727-110(受付時間:24時間365日)

- このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容については、上記の問い合わせ先までお問い合わせください。
- 加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方)にもこのチラシに記載した内容をお伝えください。
- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。